

就業形態別労働者割合(産業別)(平成15年)

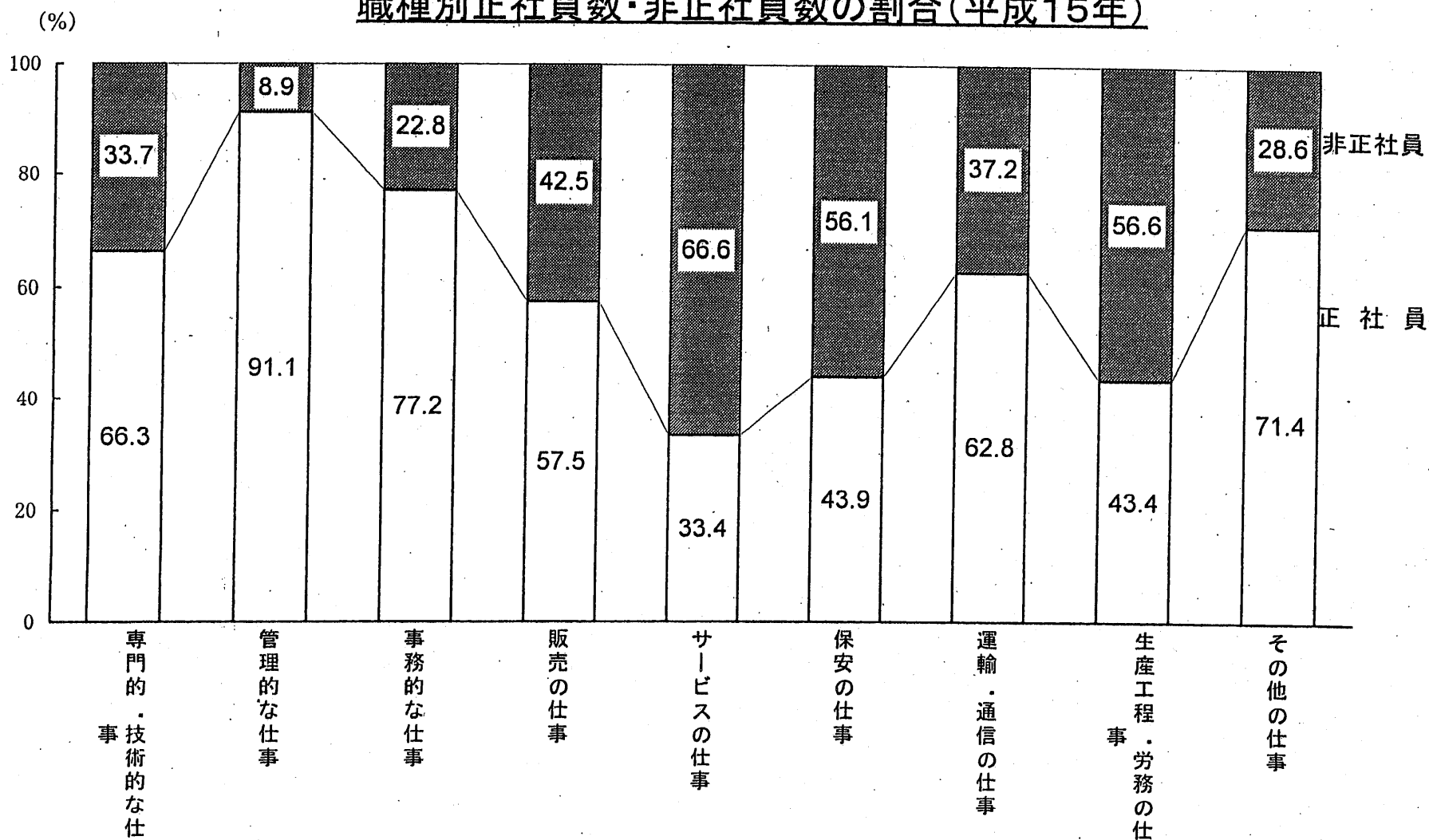
(単位:%)

区 分	計	正社員	非正社員	就 業 形 態							
				契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者	その他	
計	(100.0)	100.0	65.4	34.6	2.3	1.4	1.5	2.0	0.8	23.0	3.4
※《平成11年調査》	《100.0》	《72.5》	《27.5》	[6.8]	[4.1]	[4.4]	[5.6]	[2.4]	[66.7]	[10.0]	
業											
業	(0.1)	100.0	89.3	10.7	0.4	1.8	1.9	0.4	0.2	3.4	2.5
業	(8.0)	100.0	85.6	14.4	1.9	1.6	1.8	1.0	0.8	2.5	4.8
業	(22.2)	100.0	76.7	23.3	1.4	1.5	1.7	2.0	0.3	12.7	3.8
業	(0.5)	100.0	91.2	8.8	2.2	2.0	1.1	0.8	0.0	1.6	1.1
業	(3.1)	100.0	78.3	21.7	3.3	0.8	3.9	5.9	1.1	4.5	2.4
業	(6.3)	100.0	77.3	22.7	3.2	2.2	1.5	1.6	0.7	10.8	2.7
業	(22.9)	100.0	54.7	45.3	1.4	0.8	0.8	1.4	0.7	37.3	3.0
業	(4.0)	100.0	78.3	21.7	2.2	1.6	1.4	8.7	0.0	6.2	1.6
業	(0.9)	100.0	64.1	35.9	4.8	5.2	5.0	2.0	0.5	15.5	3.0
業	(7.9)	100.0	29.1	70.9	2.0	0.6	0.4	0.5	0.5	62.8	4.1
業	(7.3)	100.0	70.2	29.8	2.8	1.3	1.5	0.8	0.2	20.7	2.4
業	(2.6)	100.0	60.8	39.2	10.3	1.7	0.4	2.0	0.3	21.7	2.8
業	(0.7)	100.0	79.8	20.2	1.9	1.0	0.6	0.7	1.1	7.9	7.0
業	(13.4)	100.0	58.7	41.3	3.5	2.3	2.6	2.2	2.8	23.6	4.4
業											
業	(5.5)	100.0	81.0	19.0	2.4	0.8	1.8	3.7	0.2	7.4	2.6
業	(4.0)	100.0	73.8	26.2	3.4	1.4	2.9	3.9	0.4	11.1	3.1
業	(7.5)	100.0	69.1	30.9	2.8	1.6	1.9	2.6	0.2	18.1	3.8
業	(13.7)	100.0	68.6	31.4	3.1	1.9	1.5	2.3	0.3	18.5	3.7
業	(16.8)	100.0	63.9	36.1	2.5	1.6	2.0	2.6	0.6	23.6	3.1
業	(9.0)	100.0	63.4	36.6	2.2	1.5	1.4	1.5	0.7	26.1	3.3
業	(43.5)	100.0	62.1	37.9	1.9	1.2	1.2	1.2	1.3	27.5	3.6
業											
業	(59.1)	100.0	80.0	20.0	1.9	1.8	2.2	1.0	0.9	9.6	2.6
業	(40.9)	100.0	44.4	55.6	2.9	0.9	0.6	3.4	0.8	42.5	4.6

平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査

- (注) 1) []は、「非正社員」の計を100とした就業形態別の労働者割合である。
 2) ()は、労働者計を100とした、産業・事業所規模・性ごとの構成比である。
 3) 《 》は、前回調査(平成11年)の値である。ただし「嘱託社員」については、「その他」に含まれる。
 4) 正社員:雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員
 いわゆる非正社員(非正社員):正社員以外の労働者(契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣労働者、臨時的雇用者、パートタイム労働者、その他)をいう。
 契約社員:特定職種に従事し専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。
 嘱託社員:定年退職者等を一定期再雇用する目的で契約し雇用する者。
 出向社員:他企業より出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているかどうかは問わない。
 派遣労働者:「労働者派遣法」に基づく派遣元事業所から派遣された者。「登録型」とは、派遣会社に派遣スタッフとして登録しておく形態。「常用雇用型」とは、派遣会社に常用労働者として雇用されている形態。
 臨時的雇用者:雇用期間が1ヶ月以内の者又は日々雇用している者。
 パートタイム労働者:正社員より1日の所定労働時間が短い、1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間は2ヶ月を超えるか、又は定めがない者。
 その他:上記以外の労働者。

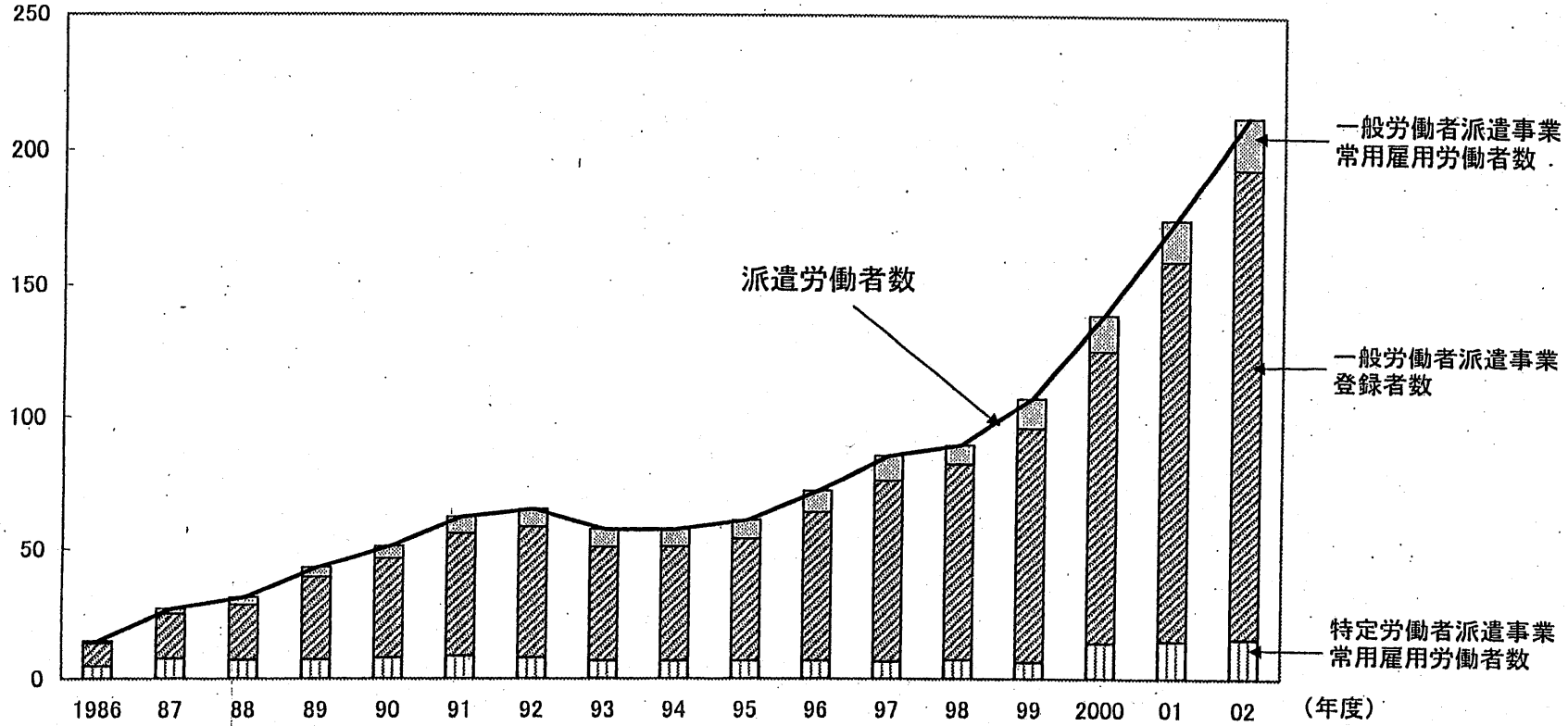
職種別正社員数・非正社員数の割合(平成15年)



平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査

派遣労働者数の推移

(万人)

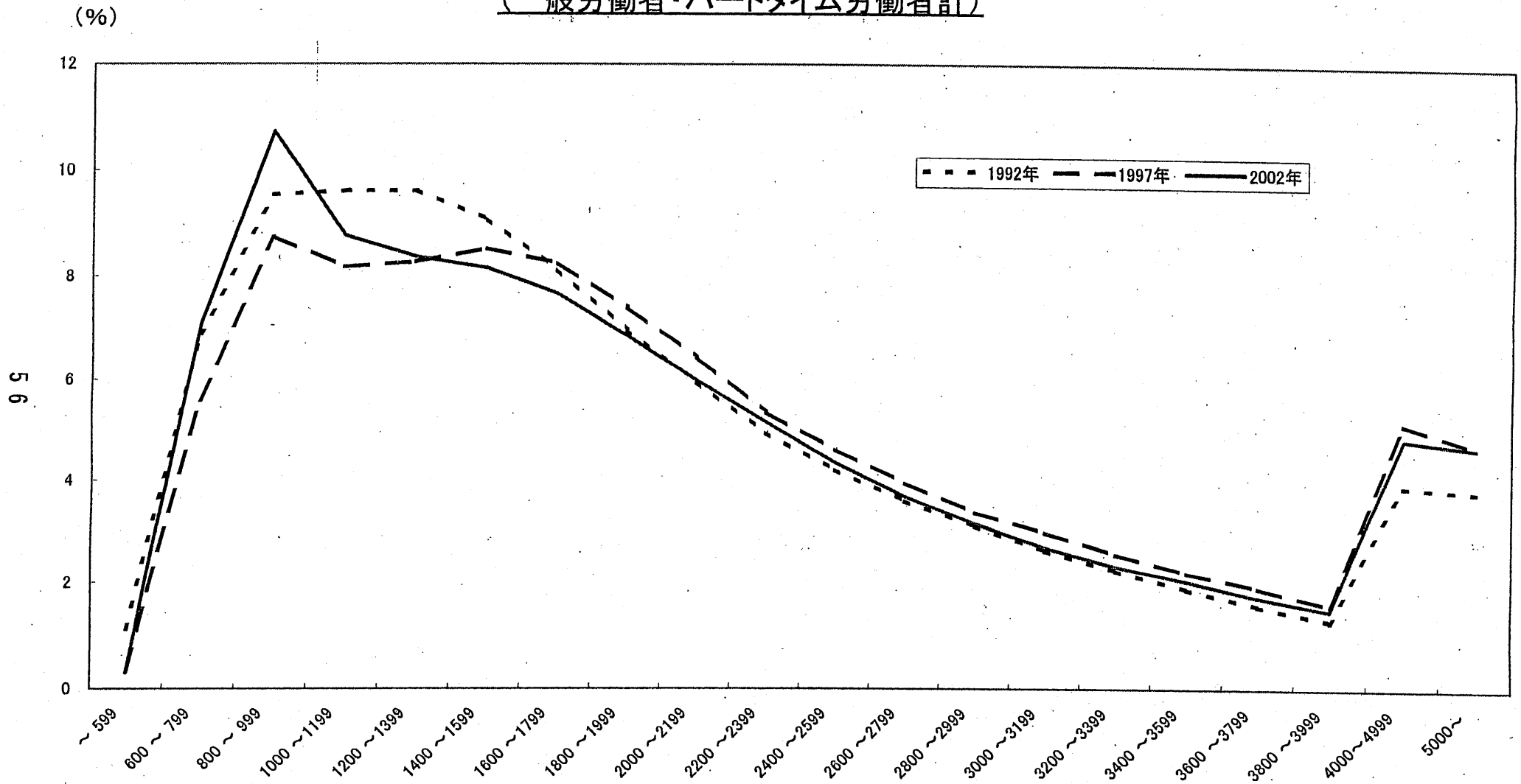


資料出所 厚生労働省「労働者派遣事業報告集計結果」

(注) 「派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び登録者数並びに特定労働者派遣事業における派遣労働者数の合計とした。

なお、「登録者」には、過去1年間に雇用されたことのない者は含まれていない。

時間あたり賃金階級別労働者の分布 (一般労働者・パートタイム労働者計)



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計
 (注) 賃金構造基本統計調査の母集団のサンプルに用いる事業所・企業統計調査の変更に伴い、1997年調査と2002年調査ではパートタイム労働者の増加など統計数値の性格に違いが生じている可能性がある点、留意が必要である(詳細は(財)連合総合生活開発研究所「勤労者の賃金、資産形成のあり方等に関する調査研究報告」(2002年、厚生労働省委託)を参照)。

時間あたり賃金(円)